

## 改正育児・介護休業法の概要

### ~改正のポイントと経済的支援~

令和6年の育児介護休業法改正では、男女ともに希望に応じて仕事と育児・介護の両立を可能とするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずることとなりました。

今回の講座では、「改正育児・介護休業法の概要」をテーマに、改正のポイントと経済的 支援について学びます。



7月23日(水)

15:00~17:00

### 改正育児・介護休業法の概要

▽令和7年4月1日施行

- ①子の看護休暇の見直し ②介護休暇を取得できる労働者の要件緩和 など マ令和7年10月1日施行
- ①3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に対する「柔軟な働き方を実現するための措置」の義務づけ
- ②柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・意向確認 など

### 育児休業・介護休業取得の際の経済的支援

7月30日(水)

15:00~17:00

▽育児休業

- ①出産育児一時金 ②出産手当金 ③育児休業給付金
- ④出生後休業支援給付金 ⑤育児時短就業給付金 など
- ▽介護休業
- ①介護休業給付金 など

#### 会 場

### 海老名市役所

4階 401 会議室

#### 対 象

人事労務担当者、労働者など どなたでも

#### 定員

各回 30 名

事前申込制(先着順)

#### 申込方法

講師: 社会保険労務士 竹之下 節子 氏

竹之下節子社会保険労務士事務所

ー橋大学商学部卒業後、信託銀行、外資系銀行勤務。約 10 年間の主婦専業の後、社会保険労務士試験に合格。2003 年に社会保険労務士事務所を開設。現在、社会保険労務士資格取得講座の講師を務めるなど幅広<活躍。

#### 【著書】

「専業主婦が社労士になった!「コペ転」 の法則で合格も開業も思いのまま!」 (TAC 出版、2009 年)

「無敵の社労士 年金クリニック」連載 (TAC 出版)



電話 (下記問合せ先)、ファクシミリ (裏面の申込書)※直接お申込みできる2次元コードは裏面掲載ホームページ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w4v/cnt/f7599/index.html

主催:神奈川県かながわ労働センター県央支所 (申込・問合せ 046-296-7311)

海老名市

かながわ労働センター県央支所

### 「改正育児・介護休業法の概要」 令和7年度労働講座 (海老名)

#### 受講申込書

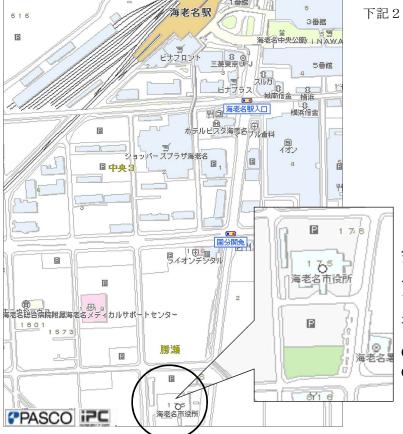
#### 神奈川県かながわ労働センター県央支所 宛



ふりがな 氏名※			連絡先 電話番号※			
住所 (市区町村名のみ)	市 区 町 村		受講者区分 (該当の数字に〇印)		1 人事·労務担当者 2 労働者 3 その他	
受講希望日※ (希望の枠に〇を入れてください)		両日	7/23(水)		7/30(水)	
当セミナーを何でお知りになりまし たか						

※必須事項(必ずご記入ください)

- ■申込は先着順です。<u>定員を超え、参加いただけない場合のみご連絡します</u>。 連絡がない場合はご参加いただけますので、当日直接会場にお越しください。
- ■個人情報は本セミナーに関してのみ利用し、目的外には利用しません。
- ■災害等やむを得ない事情によって、開催を中止する場合があります。



下記2次元コードからも、お申込みいただけます



### 会場案内 **海老名市役所** 4階

神奈川県海老名市勝瀬 175-1

- ●海老名駅(東口)から徒歩10分程度
- ●自家用車でご来場の際は、市庁舎駐車場をご利用ください。

主 催:相模原商工会議所

神奈川県かながわ労働センター県央支所

後 援:相模原市

# 改正育児・介護休業法に基づく

## 柔軟な働き方や両立支援に向けて

### **〜法改正のポイントと実務担当者として取組むべきこと〜**

改正育児・介護休業法は、本年4月1日に一部施行され、10月1日より完全施行となります。その主な内容は、 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や仕事と介護の両立支援制度の強化等を図ること となっています。

こうした改正を踏まえ、事業主は、対象となる社員に意向確認が必要となることや就業規則の改正等、柔軟な 働き方の実現や両立支援に向けて、実務上の対応が不可欠になります。

そこで、本セミナーでは、法改正の内容について、実務担当者として押さえておくべきポイントを中心に、事 例を交えながらわかりやすく解説します。

- 【講 師】

#### 社会保険労務士法人グラース 亜矢子 氏 社会保険労務士

2007年に社会保険労務士試験に合格後、社労士事務所に勤務。 現在は二児の母として子育てと仕事を両立しながら、企業の労務相談や入 退社・育児休業・介護休業などの各種手続き、給与計算業務などに携わる。 特に育児休業関連の対応実績は年間200件にのぼり、育児と仕事の両立 支援に注力。就業規則の整備や職場環境の改善提案など、企業の実情に即 したサポートを幅広く行う。

(1) 育児編 - 【内 容】-

● 育児休業取得の現状と課題

● 法改正における実務上の対応と会社が 知っておくべきこと

(2) 介護編

- 仕事と介護の両立における現状と課題
- 法改正における実務上の対応と両立事例

※ 内容は調整の結果、一部変更となる場合がございます

## 2025年 9月5日(金) 14:00~16:00

開催形式:オンライン配信

- ※ オンラインミーティングサービス「Zoom」を利用します
- ※ 会場開催、アーカイブの後日配信は実施いたしません

募集概要

定員 100名(要申込・先着順)

申込期限 9月3日(水)

対 🛊 県内中小企業等の事業主、人事・労務担当者向け

参加申込・イベント詳細は、以下の相模原商工会議所ホームページをご覧ください。

### https://www.sagamihara-cci.or.ip/archives/68320





お申込み

相模原商工会議所 ホームページから お申込ください



自動配信により、 受付確認メッセージが 送信されます



9月3日頃にご登録 いただいたメールアド レスへ送付します



受講URLより ログインください ※約30分前からアクセス可

<セミナーに関するご留意事項>

本セミナーはインターネットで開催されるオンラインセミナーです。「Zoom」のアプリを使用します。受講に必要な機器・設備・インターネット接続およびソフトウェア等は受講者の責任と費用で用意、操作するものといたします。 以下の項目に基づく損害について、主催者は一切責任を負いません。

- (1)受講者が利用する機器もしくはソフトウェア等のスペック・設定の不備または故障等により、本セミナーを受講できない、快適に受講できない場合。
- (2)受講者が利用するネットワークの品質、状況等により本セミナーを受講できないもしくは快適に受講できない場合。
- ※上記に関する相談、問い合わせ等については、お答えいたしかねますので、あらかじめご承知おき願います。

本セミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショット等は一切禁止とします。セミナーの内容、データにて配布される資料等に係るすべての著作権は講師または主催者に帰属します。